

介護保険事業者における事故報告の取扱いについて

各施設・事業所におかれましては、日ごろから事故の防止に努めていただいているところと存じますが、今後も危機管理、個人情報管理、法令順守、研修強化等を通し、事故を起こさないための環境、人員の整備に引き続きご尽力をお願いいたします。

万が一事故等が発生した際には、適切な現場対応に努めるとともに、利用者家族等への丁寧なご対応をお願いいたします。

草加市への報告の範囲

草加市内に所在する事業所・施設または草加市の被保険者に対するサービス提供において、以下の事例が発生した場合は、報告をお願いいたします。

- (1) サービス提供中の利用者のけが又は死亡事故
- (2) 食中毒及びインフルエンザ等の感染症、結核
- (3) 職員による法令違反・不祥事等
- (4) 災害、その他報告が必要と認められる事故等

けがの程度は、原則として医療機関への受診を要したものを。

服薬の事故や、原因に疑義が生じている事故、トラブルが予見される事故など。

報告の手順

① 発生直後

速やか(遅くとも発生から5日以内)に「事故報告(速報)」(様式第1号)を提出してください。

※ FAXでの提出の場合は、誤送信に備え、利用者氏名を記載せずお送りください。

※ 利用者・家族との間にトラブルがなければ「トラブルなし」、トラブルが生じている又は予見される場合はその旨も併せて記載してください。

※ 速報提出後においても、状況の変化が生じた場合等、必要に応じ追加報告を行ってください。

② 事故処理後

事故処理の区切りがついた時点(発生から1カ月後までを目安とする。)で「事故報告書」(様式第2号)を提出してください。

なお、再発防止策は、組織として十分な検討を行った上、具体的に記載してください。

※ FAXでの提出は不可とします。原本を持参するか、郵送により提出してください。

事故報告様式

草加市の事故報告様式は、以下からダウンロードできます。

<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1508/020/010/010/020/PAGE0000000000000035090.html>

※ 厚労省の示す事故報告様式(R3.3.19老高発0319第1号)を使用しても構いません。その場合も、上記の「報告の手順」とおり報告を行ってください。

提出先：草加市健康福祉部介護保険課計画・指導係(〒340-0016草加市中央1-1-8)

電話048-922-1032(直通)、FAX 048-922-3279